

20文科高第433号
平成20年9月8日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長
河村潤子

(印影印刷)

文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（以下「改正告示」という。）が、平成20年8月20日文部科学省告示第141号をもって告示され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、日本標準産業分類が改正（平成19年総務省告示第618号）され、平成20年4月1日から施行されたため、本告示においても、収益事業の種類を新しい日本標準産業分類によることとするとともに、所要の規定の整備を行うものです。

改正の概要は下記のとおりですので、収益を目的とする事業の実施に当たって十分留意されるようお願いいたします。

なお、この告示の施行の際、現に文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為に収益事業の種類を定めている場合には、今回の改正に伴う寄附行為変更の手続は必要ありません。

記

- 1 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業に該当しない事業である風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業について、その定義をより明確にする。（改正告示第1条第2号）
- 2 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業に該当しない事業である名義の貸与によって経営されるものについて、より適切な表現に改める。（改正告示第1条第4号）
- 3 これまで文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類について、日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）により定めていたところ、新しい日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）によることとする。（改正告示第2条）
- 4 必要な規定の整備を行う。

【本件担当】

高等教育局 私学部 私学行政課 法規係
電話 03-5253-4111（内線2532）

○文部科学省告示第四百四十一号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第二項及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第一条の規定に基づき、大学設置・学校法人審議会の意見を聴いて、文部大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成十二年文部省告示第四十号）の全部を次のように改正し、平成二十年八月二十日から施行する。

平成二十年八月二十日

文部科学大臣 鈴木 恒夫

文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件

第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項（第二項及び第三項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの

三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適當なもの
四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
六 その他学校法人としてふさわしくない方法によつて経営されるもの

第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業、林業
- 二 漁業
- 三 鉱業、採石業、砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業、郵便業
- 九 卸売業、小売業
- 十 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）

- 十一 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、「物品賃貸業
- 十二 学術研究、専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- 十四 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- 十五 教育、学習支援業
- 十六 医療、福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業（他に分類されないもの）

第三条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

○文部大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件</p> <p>第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げるものであつて、次の各号のいづれにも該当しないものでなければならぬ。</p> <p>一 経営が投機的に行われるもの</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条各項(第二項及び第三項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によつて経営されるもの</p> <p>三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの</p> <p>四 自己の名義をもつて他人に行わせるもの</p> <p>五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの</p> <p>六 その他学校法人としてふさわしくない方法によつて経営されるもの</p> <p>第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成十九年総務省告示第六百十八号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業、林業</p> <p>二 漁業</p> <p>三 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p>四 建設業</p>	<p>文部大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件</p> <p>第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業(以下「収益事業」という。)は、第二条に掲げるものであつて、次の各号のいづれにも該当しないものでなければならぬ。</p> <p>一 経営が投機的に行われるもの</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)に規定する営業及びこれらに類似する方法によつて経営されるもの</p> <p>三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの</p> <p>四 学校法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法によつて経営されるもの</p> <p>五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの</p> <p>六 その他学校法人としてふさわしくない方法によつて経営されるもの</p> <p>第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成五年総務庁告示第六十号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業</p> <p>二 林業</p> <p>三 漁業</p> <p>四 鉱業</p>

- 五 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業、郵便業
- 九 卸売業、小売業
- 十 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- 十一 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）
、物品賃貸業
- 十二 学術研究、専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- 十四 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- 十五 教育、学習支援業
- 十六 医療、福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業（他に分類されないもの）

第三条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

- 五 建設業
- 六 製造業（「武器製造業」を除く。）
- 七 電気・ガス・熱供給・水道業
- 八 運輸・通信業
- 九 卸売・小売業、飲食店（「その他の飲食店」を除く。）
- 十 金融・保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に限る。）
- 十一 不動産業（「建物売買業、土地売買業」を除く。）
- 十二 サービス業（「遊戯場」を除く。）

第三条 前条各号に掲げる事業には、当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに附随して行われる事業を含まないものとする。

第四条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。